資料1-2

議題１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の際の事前避難について（名古屋市・豊橋市提出）

市名	回答	
	＜土砂災害＞ （１）土砂災害に対する防災対応の考え方	＜住宅の倒壊、地震火災＞ （１）住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方
名古屋市	県の手引きどおり、避難等の対応が必要な箇所は特定できないので、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県の手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としない。ただし、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。
豊橋市	発生リスクの高い地域を渋りこむことが困難なため、土砂災害警戒区域付近の斜面に旬でいる住民に対し、自主避難を呼びかけていく。	一律に避難指示等の対応は行わないが、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、避難方法を検討するよう呼びかけていく。
岡崎市	県の手引きでは一律の対応は考えられていない。通常であれば整合を保つところだが、高知県では避難を呼びかける地域を設定している事例もあり、県内各市の対応方針の共有をしながら、検討したい。	県の手引きのとおり対応を考えている。 なお、市住環境整備課が、耐震診断・耐震化に対して補助金を助成している。 また密集市街地で延焼危険度の高い地区については対策を考える必要がある。 家屋被害認定調査に関して愛知県建築士事務所協会等４団体と協定を締結する予定である。
一宮市		昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、当市では所有者負担ゼロの耐震診断を実施している。また、地震火災については、一般家庭に対し、住宅用火災警報器、初期消火器具の普及徹底を図るとともに、取扱い方を指導し、初期消火活動の徹底を図る。
瀬戸市	県手引きのとおり、避難等の対応が必要な箇所は特定できないので、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きのとおり、一律の避難を求めることは基本としないが、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。
半田市	土砂災害においては、事前避難に該当する発生危険性の高い箇所の特定が困難である。土砂災害リスクの住民への周知については土砂災害ハザードマップを作成し実施している。	一律避難は基本としていないが、家具転倒防止器具及び感震ブレーカーの設置補助、耐震改修補助等の事業を実施しており、事前の対策を呼びかけている。
春日井市	当市としては、土砂災害発生危険性の高い箇所の特定が困難なため、住民に避難を促すことはせず、市民への適切な情報提供や、日頃からの地震への備えの確認を促す。（予定）	当市としては、一律の避難を求めることは基本としないが、相談・問い合わせがあった場合は、知人や親類宅への避難を検討するよう伝える。（予定）
豊川市	記入例のとおり。 県手引きどおり、避難等の対応が必要な箇所は特定できないので、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	記入例のとおり。 県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としない。 ただし、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。
津島市		ＨＰ等で事前避難や、地震発災時の火災の発生を防止する呼びかけを行うことを検討する。
碧南市	県手引きに基づいた対応をする予定。個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きに基づいた対応をする予定。一律に避難を求めることは基本としない。ただし、耐震性の不足する住宅に居住する住民については個々の状況に応じて避難をあらかじめ検討することが必要である旨、また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。
刈谷市	県の手引きに準じて検討します。	県の手引きに準じて検討します。
豊田市	市は、県より土砂災害危険箇所や山地災害危険地区の提供を受け、必要な防災対策を積極的に実施するとともに、県に対して必要な措置の実施を働きかけていくものとする。	住宅の倒壊について現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。 地震火災については、市は、地域の消防団、婦人消防クラブ、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。
安城市	県手引きどおり、避難等の対応が必要な個所を特定できない。対象地域には事前にリスクの周知を行い、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	住宅の耐震性の有無によって事前避難を促すかどうかは検討中である。住宅の倒壊や地震火災の予防については、引き続き感振ブレーカーの設置補助や家具固定推進啓発などを行う。
西尾市	県の手引き通り	県の手引き通り
蒲郡市	県手引きどおり、避難等の対応が必要な箇所は特定できないので、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としない。 ただし、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。
犬山市	避難が必要な地域の特定が難しいため、適宜必要な情報収集に努め、市民に対しては日頃からの備え（避難先の確認や家庭における備蓄等）の再確認を呼び掛ける	同左

資料1-2

議題１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の際の事前避難について（名古屋市・豊橋市提出）

市名	回答	
	＜土砂災害＞ （１）土砂災害に対する防災対応の考え方	＜住宅の倒壊、地震火災＞ （１）住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方
常　滑　市	事前避難が必要な地域の特定が困難なため、土砂災害特別警戒区域や警戒区域等に設定されている地域の住民に対しては従来通り災害への備えを促し、それ以外の住民に対しても地震に伴い予期せぬ土砂災害が発生する可能性があることを啓発する。	事前避難を求めることは検討していないが、耐震診断や耐震補強改修に一定の補助が付くことを今後も周知し、住宅の倒壊や火災の防止に協力を求める。
江　南　市	当市では、被害想定がないため回答は控えさせていただきます。	県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としない。その中で、地震火災の２次災害への予防の啓発を行っている。
小　牧　市	ハザードマップを周知させるとともに必要に応じて避難勧告、避難指示灯を発出する	消火に努めるとともに倒壊家屋の被害者救出に努める。感震ブレーカーの普及啓発と避難時に自宅のブレーカーを落とすという意識啓発を行う。
稲　沢　市	稲沢市において、土砂災害の恐れはない。	県手引きのとおり、一律に避難を求めることは基本としないが、耐震性の不足する住宅に居住する住民については、避難をあらかじめ検討することが必要である。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけ等を行う。
新　城　市	検討中	検討中
東　海　市	県手引きどおり、避難等の対応が必要な個所は特定できないので、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としない。ただし、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。
大　府　市	県手引きにあるように、避難等の対応が必要な箇所は特定できないため、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きにあるように、一律に避難を求めることは基本としない。 ただし、耐震性が不十分な住宅に居住する住民は、あらかじめ避難を検討することが必要である。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。
知　多　市	県手引きどおり、避難等の対応が必要な箇所は特定できないので、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。また、警戒区域内の要配慮施設には、施設管理者に対して入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としないが、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である。また、臨時情報発表時には、火災の発生を防止する呼びかけなどを行う。
知　立　市	該当ありません。	住宅の耐震化率100%（現状：約82%）を目指し、耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修費の補助等について周知する。また、対象となる居住者へは早期避難の呼びかけをする。
尾 張 旭 市	県の手引きにならい、避難等が必要である箇所が特定できないことから、各自の状況を鑑み、命を守る行動を取るよう啓発していく。	県の手引きにならい、一律に避難を求めることはせず、各自の状況に応じて命を守る行動を取るよう啓発していく。地震火災については、出前講座等で危険性について周知し、対策を促す。
高　浜　市	避難準備・高齢者等避難開始の発令時点で要配慮者の立退き避難を開始するが、その他居住者等についても自発的に避難することを推奨している。 また、降雨の状況によっては避難指示の判断をすることが難しく、必ずしも発令できるとは限らないため、避難勧告を確実に発令して避難を促すことを基本としている。	住宅の倒壊については、地震発生時に使う避難ルートを複数用意するように啓発している。 地震火災については、地震発生時に電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発している。
岩　倉　市	当市においては、土砂災害警戒区域がないため想定していません。	県手引きどおり、一律に避難を求めることはしません。ただし、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、あらかじめ避難を検討します。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけなど行います。
豊　明　市	県手引きどおり、土砂災害の発生危険性の高い箇所の特定が困難であるため、住民個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。	県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としません。また、地震火災については、火災の発生を防止する呼びかけを行います。なお、耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討する必要があるほか、市は、平時から耐震改修等についての啓発に努めます。
日　進　市	県手引きどおり、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きどおり、一律に避難を求めることは基本としない。 住宅については、家具転倒防止事業の拡大や、感震ブレーカーについても新設できるよう検討中。
田　原　市	・危険を感じたらすぐに避難するよう呼びかける ・屋外避難が危険・困難な状況では、垂直避難を促す	・津波の心配がない、土砂災害や火災の危険がない等の地域においては、耐震診断、耐震改修等により、自宅が倒壊の危険がない場合は、自宅での避難を呼びかける
愛　西　市	愛西市については、土砂災害は該当ありません。	自宅の安全確保が可能な場合、一律に避難を求めることは基本としない。 また、地震火災については、火災の発生防止のための啓発を行っていく。
清　須　市	市内に、地震に伴う土砂災害が発生する危険性が高い箇所がない。	県の手引きどおり、臨時情報発表時に一律の避難を求めることは基本としないが、耐震性の不足する住宅に居住する市民に対しては、避難をあらかじめ検討することを呼びかける。また、臨時情報発表時には、器具の使用を控えるなど、市民に対して火災発生の防止を呼びかける。

資料1-2

議題１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の際の事前避難について（名古屋市・豊橋市提出）

市名	回答	
	＜土砂災害＞ （１）土砂災害に対する防災対応の考え方	＜住宅の倒壊、地震火災＞ （１）住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方
北名古屋市	土砂災害警戒区域の指定なし。	県の手引きに従い、耐震化・家具固定の推進、火災発生防止の呼びかけ等を行う。
弥　富　市	土砂災害の危険なし	一律の避難を求めることは基本としないが、耐震性の不足する住宅に居住する住民は避難を検討。 地震火災については、広報等で、火災の発生を防止する呼びかけなどを行っている。
みよし市	県手引きどおり、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。	県手引きどおり、平常時からの対策の推進や呼びかけを行う。
あ　ま　市	土砂災害警戒区域がないため想定していない	耐震の促進を図るなど、市民に向けて広報していきたい
長久手市	県の手引きどおり	県の手引きどおり